

東京農工大学講演会

「就活ハラスメントとはなにか。教職員が理解すべきこと」

一般社団法人日本ハラスメント協会 代表理事 村寄要

- 1.「就活ハラスメント」とはなにか
- 2.「就活ハラスメント」の現状について
- 3.「就活セクハラ」の具体的な事例紹介
- 4.「就活ハラスメント」被害に遭った学生に何をアドバイスすればいいのか
- 5.「就活ハラスメント」を改善しない企業へどのように対処すると良いのか
- 6.「就活ハラスメント」防止に関して、大学は何をするべきか、求められているのか

1.「就活ハラスメント」とはなにか

社会問題になっている「就活ハラスメント」「就活セクハラ」「就活オワハラ」等を指します。これらは社会的に優位な立場を利用して企業の採用担当者等が就職活動中の学生に対して行われる決して許されない不法行為です。

就活セクハラ4人に1人 男女ともに被害深刻、厚労省調査 2021年4月30日 (yahooニューストピックス)

厚生労働省は30日、就職活動やインターンシップ(就業体験)をした学生の4人に1人が、活動中に何らかのセクハラを受けた経験があるとの調査結果を公表した。厚労省による就活中のセクハラ調査は初めて。男女ともほぼ同じ割合で、性別を問わない深刻な被害実態が浮き彫りになった。政府は就活中のセクハラ対策の徹底を企業に要請。同省は「被害に遭ったら遠慮なく、各地の労働局や大学などに相談してほしい」と呼びかけている。調査結果によると、少なくとも1回はセクハラを受けた学生は25.5%で、男女別では男性26.0%、女性25.1%。何度も被害を受けた人が全体の3.7%いた。

2.「就活ハラスメント」の現状について

就活ハラスメントは特に「セクハラ」が多く OB訪問アプリを利用した性犯罪事件にも発展し大手企業の社員が逮捕されるなど深刻な社会問題になっています。実際にこのような悪質な事件が起きてしまいました。

“就活セクハラ”常態化か 近鉄採用担当者に別の不適切行為 | 文春オンライン (bunshun.jp)

「OB訪問アプリ」で就活女子大生をホテルに誘い出し.....リクルートグループ社員30歳の“卑劣すぎる手口”(文春オンライン) - Yahoo!ニュース

OB訪問アプリで広がる就活セクハラ。自宅に連れ込まれレイプされた女子学生も Business Insider Japan

住友商事元社員を逮捕 OB訪問の大学生に性的暴行容疑:朝日新聞デジタル(asahi.com)

オワハラ(就活終われハラスメント)とは
企業が就活中に学生に対して、プレッシャーをかけたりして、自分の会社に決めることを誘導する行為

(事例)

・内定承諾書(誓約書等)を●●まで(短期間に設定されていることが多い)に提出したら内定を出します
⇒学生の悩み 第一志望の企業の選考はまだ続いているのにどうすれば良いのか

・教授の推薦状を●●までに提出したら内定を出します
⇒学生の悩み 教授の顔をつぶすことになるので推薦状を提出すると入社するしかない

経団連は「正式な内定前に他社への就職活動終了を迫る、誓約書等を要求するといった採用選考における学生の職業選択の自由を妨げる行為を行わないように徹底することと企業に通達しています

仮に内定承諾書(誓約書等)や教授の推薦状を提出した後、内定を辞退しても法的拘束力はありません

2020年6月に職場でのパワハラやセクハラを防止するための女性活躍・ハラスメント規制法、通称「パワハラ防止法」が施行になりましたが、就活ハラスメントに関する企業側の対策は努力義務にとどまるなど、その解決に向けての課題は残されたままです。大企業にパワハラ防止法が施行されてから1年の節目に日本労働組合総連合会(連合)が行った調査によると、**就活ハラスメント対策をしている企業はわずか6%しかない**という結果が公表されました。日本ハラスメント協会は2019年から社会貢献活動の一環として全国の学生が無料で相談できる『**就活ハラスメント無料相談ホットライン**』を日本で初めて設置 ※2021年卒対象:就活ハラスメントの被害相談件数は142件にも上っています(就活ハラスメント無料相談ホットライン調べ)

その辛さ、声をあげよう

就活ハラスメント無料相談ホットライン

就職活動中の
全国の学生が利用



TEL : 050-5359-8520

受付時間 (月~金)
10:00~18:00

カウンセラーが対応



一般社団法人
日本ハラスメント協会
Japan harassment Association

就活セクハラ、オワハラ等

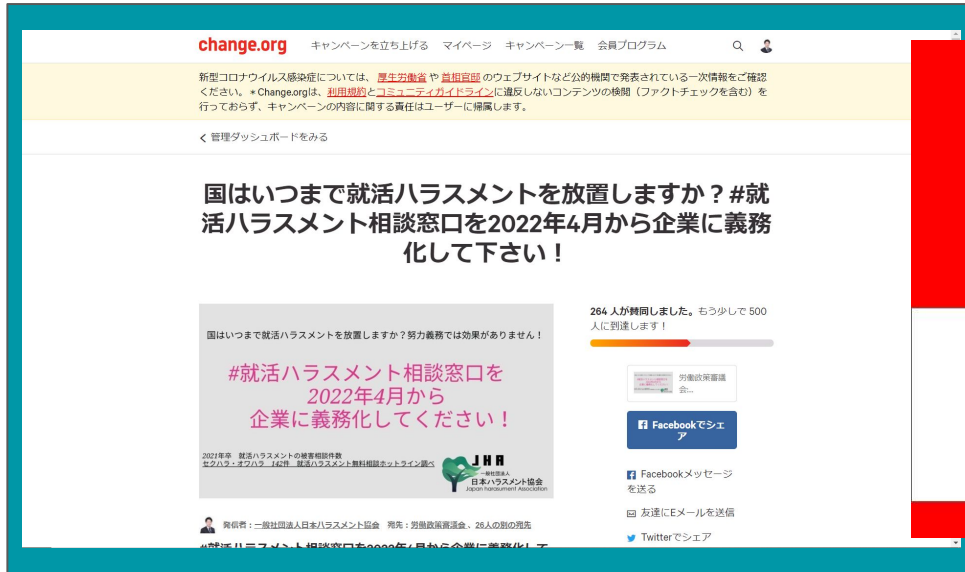


一般社団法人

日本ハラスメント協会
Japan harassment Association

「日本ハラスメント協会の提言活動」

「就活ハラスメント相談窓口を2022年4月から企業に義務化」パワハラ防止法の改正を求めて
厚生労働省、文部科学省、経団連に2021年10月27日(水)オンライン署名提出



#就活ハラスメント相談窓口を
2022年4月から
企業に義務化して下さい！
発行者：村善要（一般社団法人日本ハラスメント協会 代表理事）
宛先：厚生労働省・文部科学省・経団連

賛同者
2021年10月27日15時現在
キャンペーン開始：2021年3月
954 人
change.org

【パワハラ防止法 改正案として具体的に以下の要望を伝えました】

1. 2022年4月から新卒採用を実施するすべての企業に就活ハラスメント相談窓口の外部設置を義務化
2. 就活ハラスメントが発生、その疑いがある場合には当事者から事実確認を行い、適切な対応を行うこと。企業は内容を記録し厚生労働省に報告する義務を負うこと
3. 就活ハラスメント被害者が不利益な選考を受けないように、事実確認の前であっても疑いのある行為者をすみやかに採用関連業務から外し、被害者と接触しないように配置転換すること
4. 就活ハラスメントが発生、疑いがあるにもかかわらず企業が適切な対応をしない場合、厚生労働省が指定する第三者機関より是正指導を行う。是正指導に従わない場合、企業名を公表する
5. 就活ハラスメントの発生が確認された場合、企業は被害者に賠償責任を負うこと
6. 就活ハラスメントが紛争状態になった場合、企業は専門の民間DR等を活用し紛争解決を行うこと

3.「就活セクハラ of 具体的な事例紹介」 被害に遭った学生 of 声の一部を紹介しつす

【面接の場面で】

「不必要に全身、後ろ姿を見せて下さいと言われた」

「彼氏がいる女性の方がキラキラしてつすよ。なぜ彼氏つくらないの？」

「あなたは女性を武器にするタイプですか？」

「女性なのになぜスカートではないのですか？」

【Web面接の場面で】

「スーツ姿もフレッシュでいいけど、二次面接は部屋着で参加してね」

「女性らしい部屋ではないですね。もっと綺麗にした方がいいですよ」

「彼氏はどのくらいの頻度で部屋に来るの？同棲してるの？」

【内定者懇親会の場面で】

「人事担当者から個人的な食事の誘いを断ると、ノリが悪い、内定取り消し

などの言葉をちらつかせてきた」

「東京で就職して働きたかったが、就活ハラスメント被害に合ってから東京が怖くなってUターン就職せざるをえなかった」

このような就活ハラスメントが実際に起こっているのです

4.「就活ハラスメント被害に遭った学生に何をアドバイスすればいいのか」

学生の話さえぎらず受け止める。本人が今、何を必要としているのか？本人の希望を尊重する。学生がアドバイスを求めてきたら、人生の先輩として(教職員)としての経験値を活かしてアドバイスする。 **新卒での就活は日本では人生を左右するくらい大きなことと教職員が理解し、本人が納得する就活が出来るように支える**

「やってはいけないこと」 ⇒ 一方的に個人的なアドバイスを押し付けない

(例)「そんなことくらい我慢しない」「それくらい当たり前」など

「就活ハラスメント」を容認する発言は教職員として 絶対にNG

5.「就活ハラスメントを改善しない企業へどのように対処すると良いのか」

大学として企業との関係は良好にしていきたい考えがあると思います。例えば今回、就活ハラスメントを起こした企業に卒業生が就職している。これから就活を始める現役の学生に悪影響があってはならない。このような状況になると**大学としての対応も難しいところだ**と思います。

第三者機関を利用してください。厚生労働省が管轄する「労働局」では就活生の就活ハラスメント被害の相談を無料で聞いてくれます。

学生本人からの相談、学生と教職員と一緒に相談することもできます

- ・被害の事実を伝える
- ・学生が望んでいることを尊重して対応してほしい内容を伝える
- ・状況によっては音声やメッセージのやりとりをスクリーンショットした画像など、証拠を提出する可能性があります

厚生労働省、文部科学省が公表している「就活生向けの相談案内パンフレット」があります。

各都道府県の労働局の電話番号が記載されています。

就活生全員に配布することや、大学キャリアセンターの掲示板等に張るのが効果的です。

(パンフレットのダウンロード)

<https://site.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/content/contents/000957254.pdf>



就職活動やインターンシップ中のハラスメントに関するお悩みは都道府県労働局にぜひご相談ください!

就職活動中等のハラスメントに関するお悩みは、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にご相談ください(大学のキャリアセンターの担当者と一緒にご相談いただくことも可能です)。

- 相談内容等に応じて雇用環境・均等部(室)では以下の対応を行います。
- 就職活動中の学生等へのハラスメント防止のための事業者への助言
 - 就活セクハラ等についてのトラブルの解決援助 等

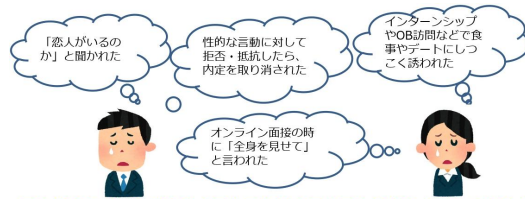
～就職活動におけるハラスメントにあわないために、知っておきたい2つのポイント～

- ①採用担当者との食事や飲酒、密室での面談、個人携帯メール等でのやりとりは避ける。
過去の就活セクハラ等の事件では、採用担当者が、食事や飲酒の強要、個室での1対1の面談を求める行動、個人の携帯メールやLINE等で連絡を入れてくるなどのことがありました。このような不適切な要求に応じる必要はありません。(多くの企業では、1人の社員が就活生の可否判定を決定するのではなく、複数の担当者が採用面接等に対応しています。)
- ②早い段階で相談を!
OB・OC訪問を含めて、就職活動の際には、これはハラスメントではないかと思ったら、自身の安全を守るために1人で抱え込まず、所属大学のキャリアセンター、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)などに早い段階で相談することをお勧めします。

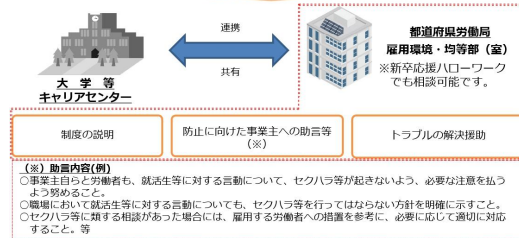
▶都道府県労働局雇用環境・均等部(室)一覧

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京都	03-3512-1611	滋賀県	077-523-1190	宮城県	087-811-8924
青森県	017-734-4211	神奈川県	045-211-7380	愛知県	075-241-4504	愛媛県	089-935-5222
岩手県	019-601-3001	新潟県	025-288-3511	大阪府	06-6941-6040	高知県	088-805-6027
宮城県	022-299-8844	東京都	076-432-2740	兵庫県	078-367-0820	徳島県	092-411-4894
秋田県	018-862-6684	石川県	076-265-4429	奈良県	0742-32-0210	佐賀県	0952-32-7218
山形県	023-624-8228	福井県	0776-22-3947	和歌山県	073-488-1170	長崎県	095-801-0050
福島県	024-536-4609	山梨県	055-225-2851	鳥取県	0857-29-1709	熊本県	096-352-3865
茨城県	029-277-8295	長野県	026-223-0551	徳島県	0852-31-1161	大分県	097-532-4025
栃木県	028-633-2795	岐阜県	058-245-1550	岡山県	086-225-2017	宮崎県	0985-38-8821
群馬県	027-896-4739	静岡県	054-252-5310	広島県	082-221-9247	鹿児島県	099-223-8239
埼玉県	048-600-6210	愛知県	052-857-0312	山口県	083-995-0390	沖縄県	098-868-4380
千葉県	043-221-2307	三重県	059-226-2318	徳島県	088-652-2718		

相談は無料です。匿名でも大丈夫です。プライバシーは厳守されるので安心ください。受付時間 8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)
<https://site.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



- ★「これでハラスメントかも?」と思ったらどんなことでもご相談ください。
- ★プライバシーは厳守いたします。
- ★ご希望がない限り、相談があったことを企業には伝えません。



- ・大学のキャリアセンター、都道府県労働局(雇用環境・均等部(室))、新卒応援ハローワークのいずれでも相談可能です。
- ・事業者への助言等は都道府県労働局雇用環境・均等部(室)で行いますので、大学のキャリアセンター、新卒応援ハローワークに相談をした場合は、相談内容によっては雇用環境・均等部(室)に相談内容を共有して、対応することになります。

セクシュアルハラスメント・パワハラなどについては、法律等に基づき、行ってはならない旨の方針の明確化や相談窓口の設置など雇用管理上の防止措置義務が事業主に課されています。

指針においては就職活動中の学生やインターンシップを行っている方にも、同様の方針の明確化や、相談があった場合の適切な対応等を行うことが望ましいとされています。

些細なことでも結構です。就職活動中等のハラスメントに関するお悩みがある方は、ご相談を!

その辛さ、声をあげよう

就活ハラスメント無料相談ホットライン

就職活動中の
全国の学生が利用



TEL: 050-5359-8520

受付時間 (月～金)
10:00～18:00

カウンセラーが対応

 JHA
一般社団法人
日本ハラスメント協会
Japan harassment Association

就活セクハラ、オワハラ等

「日本ハラスメント協会の就活ハラスメント無料相談ホットライン」の利用もできます

第三者機関として、企業に指導や事実確認の調査を促すことができます。 強制力はありませんが、これまで実際に「就活ハラスメント被害」に遭った就活生からの希望で「企業に注意してほしい」という要望はすべて期待に応えられています。企業側は行為者に事実確認をしたところ、本人も認めているため「就活生に謝罪したい」「今後はこのように再発防止いたします」と当協会に連絡がきますので、企業と就活生の間に入り状況をお伝えしています。 労働局と日本ハラスメント協会を使い分けるのも1つの方法です。

6.「就活ハラスメント防止に関して、大学は何をするべきか、求められているのか」

- ・教職員は「就活ハラスメント」が実際に起きている事実を認識する
- ・大学として「就活ハラスメント」はあってはならないこと、厳正に対応する方針を固める
- ・「就活ハラスメント」被害に遭った場合、対処の流れを決めて学生、教職員に周知する

対処の流れ(参考)

①学生がキャリアセンターに相談

② ①で解決が難しい場合はキャリアセンター職員と学生と一緒に、「労働局」 or「就活ハラスメント無料相談ホットライン」に相談する

※学生の希望を尊重して進めていくことが望ましい

大学としての方針を明確に打ち出すことで、学生は安心して就活に専念することができ、学生を送り出している保護者も安心に繋がります。方針を大学パンフレットに記載することも望ましいと考えます。



一般社団法人

日本ハラスメント協会

Japan harassment Association

japan harassment association

就活ハラスメントから、就活生を守ってください